

# Formula 海外コモディティ・デリバティブ 取引ガイド

2010/8  
Ver.2.0

ドットコモディティ株式会社

この書面は、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（以下、「海先法」といいます）第4条の規定に基づきお渡しするものです。

この書面は、『Formula 海外コモディティ・デリバティブ取引』を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめ、よく読んでいただき、ご理解いただきますようお願いいたします。また、ご不明な点は、お取引開始前に必ずご確認いただきますようお願いいたします。

当社が取扱います『Formula 海外コモディティ・デリバティブ取引』は、日本国内にいながら世界各国の商品取引所に上場しているさまざまな商品に対し、インターネットを経由して、直接、お取引をしていただくことができる取引所取引です。

『Formula 海外コモディティ・デリバティブ取引』は、国内の商品先物取引同様に取引所取引による商品先物取引であるため、対象の商品を将来のあらかじめ定められた期日に、現時点で定めた約定価格に基づき売買することを契約する取引です。

『Formula 海外コモディティ・デリバティブ取引』は、多額の利益を得られることもある反面、預託すべき証拠金の額を上回る多額の損失が発生する可能性を合わせ持つ取引です。従いまして、取引を開始する場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握をすることが肝要です。また、リスクには、相場変動によるリスク以外にもシステム障害の発生リスク、当社および取次先業者の信用リスク等がありますので、ご自身の判断と責任において取引を行って下さい。

— 目 次 —

- ▶ **Formula** 海外コモディティ・デリバティブ取引に関する重要説明事項  
リスクについて
  - ・ 電子取引システムの利用リスク
  - ・ 取引停止と取引規制による市場リスク
  - ・ 取次先業者のリスク
  - ・ 財産の管理方法および預託先リスク
  - ・ 行為規制
  - ・ 海先法第 8 条の適用について
  - ・ 法令改正
- ▶ **Formula** 海外コモディティ・デリバティブ取引の仕組み（基礎的事項）について
- ▶ **Formula** 海外コモディティ・デリバティブ取引の手続きについて
- ▶ ご注文について
- ▶ 注文約定時の取引手数料、建玉、評価損益の画面表示に関する注意
- ▶ 売買注文指示書について
- ▶ 売買報告書について
- ▶ 取引手数料について
- ▶ 取引時間について
- ▶ 入出金・振替について
- ▶ 米ドル調達金利および通貨転換費用の取扱について
- ▶ 行為規制について
- ▶ 海先法第 8 条の適用について
- ▶ 法令改正について
- ▶ **Formula** 海外コモディティ・デリバティブ取引における禁止行為
- ▶ **Formula** 海外コモディティ・デリバティブ取引に関する主要な用語
- ▶ 租税の概要について

## Formula 海外コモディティ・デリバティブ 取引に関する重要説明事項

当社が取扱います **Formula 海外コモディティ・デリバティブ**取引（以下、「本取引」といいます）は、お客様が当社に預託される証拠金の元本が保証されている取引ではありません。また、本取引はさまざまなリスクがありますので、以下そのリスクの概要をご説明いたしますので、お取引開始前にはリスクや留意点を十分ご確認ください。

本取引は、元本や利益が保証される商品ではありません。また、本取引は証拠金取引であるため、実際の取引金額が証拠金の額に比べて大きく、対象商品の価格がお客様にとって不利な方向に変動した場合、短期間のうちに多額の損失が発生する可能性があります。また、お客様が預託した証拠金を上回る損失が発生する可能性があります。なお、相場の変動により、損失が一定以上となり、損失を確定させずに取引を継続させるには、追加の証拠金を預託しなければなりません。この際、定められた期間内に当社に預託できない場合には、当社の計算により強制的に建玉を決済します。この決済により確定した損金はお客様に帰属します。

また、本取引は、米国、欧州等、世界各地の海外取引所で取引を行うことができます。各国における政治・経済・社会情勢の変動、テロ等により、金融市場が混乱し海外取引所の閉鎖等が起こった場合、取引の執行や金銭の授受が制限され、あるいは不能となる場合があります。また、投資家保護が最優先されない国、地域もありますので、より大きなリスクを伴う場合があります。

## リスクについて

本取引は、世界各地の商品取引所で取引を行うことができます。それらの取引を執行する海外取引所の定款、諸規則の内容は、さまざまです。また、国内の商品取引所に上場している商品と類似している商品であっても、取引時間、取引単位、倍率、取引制度等は大きく異なります。本取引開始にあたっては、取引制度を十分理解する必要があります。

### 1. 【電子取引システムの利用リスク】

電子取引システムは、当社、取次先業者、ISV、海外取引所またはお客様ご自身の通信・システム機器の故障、通信回線等の障害・混雑、情報配信の障害あるいは電子取引システムそのものの障害等さまざまな原因で一時的または一定時間にわたり利用できない状況が起こる可能性があります。したがって、お客様の注文入力どおりに約定されなかったり、あるいはまったく約定されない場合があります。また、配信されている価格情報等の誤信や遅配により、実勢とかけ離れたレートで約定したり、あるいは約定されたものが取消される場合があります。

### 2. 【取引停止と取引規制による市場リスク】

本取引では、市場の状況や一定の市場における規制により意図した取引ができない場合があります。市場の流動性の欠如または制限値幅に達した場合、サーキットブレーカーが発動した場合、注文執行ができないことや注文そのものが執行されないことがあります。また、これらの事象によって損失リスクを増大させる場合があります。さらに、各国における規制当局や海外取引所では、取引に異常が認められる場合またはおそれがあると認められた場合には、以下のような規制措置をとる場合があります。

- (1) 必要証拠金等の引き上げ
- (2) 取引の制限
- (3) 建玉の制限
- (4) 市場の閉鎖
- (5) 制限値幅の変更
- (6) 取引時間の変更
- (7) 約定の取消

### 3. 【取次先業者のリスク】

当社は、海外取引所において直接取引を執行する資格を保有していないため、お客様から受託した注文を直接市場に取次ぐことはできません。そのため海外の外国商品取引業者（以下、「取次先業者」といいます）にお客様から受託した注文を取次ぎます。海外取引所への発注は、取次先業者が直接的に行います。そのため、当社がお客様の注文を取次先業者に取次いだ場合には、取次先業者側の何らかの原因によって注文執行が遅延する場合や注文執行が行われない場合があります。また、取次先業者に支払不能等の事由が発生した場合には、原則として取次先業者が支払不能による取引の停止等の措置を講じ、保有してい

る建玉や証拠金は他の取次先業者に移管されるため、お客様の取引が制限される場合があります。なお、取次先業者が経営破綻等に陥った場合には、お客様にとって不測の損失が生じる可能性もあります。

取次先業者（外国商品取引業者）

**Penson GHCO**

**600 W.Chicago Avenue Suite 775 Chicago IL 60654**

なお、当社の判断により、事前に通知することなく、取次先業者を変更する場合があります。

#### **4. 【財産の管理方法および預託先リスク】**

お客様から預託を受けた証拠金は、当社の財産とは区分して、ジャパンネット銀行および取次先業者である Penson GHCO への預託により、分別して管理を行いますが、金銭信託契約の締結等による保全措置を講じているものではないため、万一当社が破綻した場合は、優先的な弁済が保証されず、一般債権と同様に扱われます。したがって、当社がお客様からお預かりしている預託金の全部または一部が返還されない可能性があります。また、当社に支払不能等の事由が発生した場合には、取引の停止等の措置が講じられ、当社が取次ぐ取次先業者によって、新規建玉の停止および建玉の決済が行われます。決済により発生した債務はお客様に帰属し、お客様が当社に差し入れた証拠金により相殺されます。相殺後において不足金が発生する場合には、お客様は支払う義務を負います。

#### **5. 【流動性リスク】**

本取引は、高い流動性を確保しておりますが、急激な流動性の低下により、新たな注文の執行やお客様の決済による注文執行することができない可能性があります。

記載させていただきましたリスクは、本取引に伴う一般的なリスクを簡潔に説明したものであり、お取引における一切のリスクをもれなく示したものではありません。お取引の開始に際しては、取引の仕組みおよびリスクについて十分ご理解いただくようお願い申し上げます。

## Formula 海外コモディティ・デリバティブ取引の仕組みについて (基礎的事項)

### 1. 取引の方法

本取引は、インターネット専用のサービスであり、取引の方法は以下のとおりです。

#### (1) 取引市場

本取引では、各海外取引所の電子取引システム（Globex）を通じて、ほぼ 24 時間注文が執行されます。なお、各海外取引所では、Open Out Cry と呼ばれるフロアー立会いがありますが本取引では電子取引システムに限ります。

#### (2) 取扱銘柄

本取引取扱銘柄一覧表にて、ご確認ください。

CRUDE OIL、HEATING OIL、NATURAL GAS、PLATINUM (NYMEX)  
GOLD、SILVER (COMEX)

CORN、SOYBEANS、SOYBEANS OIL (CBOT) 等 16 銘柄

(2010/8/18 時点) 注) 取扱商品は、予告なく増減する場合があります。

#### (3) 取引単位

本取引の取引単位は、1 枚単位です。

#### (4) 注文方法

本取引では、成行注文 (Market)、指値注文 (Limit)、逆指値注文 (Stop) 等にて注文の執行を行います。

#### (5) 取引日時

本取引取扱銘柄一覧表にて、ご確認ください。各海外取引所の休業日を除いた日となります。

#### (6) 最終決済期限

本取引における最終決済期限は、別途当社が定めるものとします。本取引「取扱銘柄概要」をご参照下さい。したがって、各海外取引所が定める現地時間の最終取引日や First Notice Day が最終決済期限とはなりませんので、ご注意ください。

注) First Notice Day とは、先物契約にもとづき受渡しの意思のある旨の通知がなされる日です。CBOT 規則によれば 3 日間の受渡手続きのうちの第 1 通知日となります。

#### (7) 限月

国内の商品取引所に上場している商品は期先が中心限月となって、流動性が高くなっています。しかし、海外取引所に上場している商品は、国内の商品とは逆に期近が中心限月となり期先は流動性が低くなっていますのでご注意ください。

#### (8) 建玉の決済

保有建玉に対する反対売買が約定した場合、建玉の決済となります。したがって、本取引では建玉の両建（りょうだて）はできません。また、決済建玉を個別に指定して決済することができません。先入先出（First in First out）により、建玉日時の古い建玉から決済を行います。

#### (9) 制限値幅

本取引取扱銘柄一覧表の「制限値幅」欄にて、ご確認ください。  
 取扱銘柄によっては、制限値幅を設定しているのではなく、サーキットブレーカー制度を採用している銘柄がありますのでご注意ください。

例) NYMEX に上場している CRUDE OIL は、サーキットブレーカー制度を採用し、10 ドルの制限値幅が設定されています。制限値幅の上限もしくは下限での取引を 5 分間継続すると、自動的に 5 分間取引が中断されます。その後、更に制限値段を 10 ドルに拡大し、取引が再開されます。以後、更に制限値幅の上限もしくは下限に達した場合には、同様の手順で更に 10 ドル拡大します。なお、サーキットブレーカーの発動による制限値幅拡大の回数に上限はありません。

#### (10) 取引制限

本取引では、口座審査において以下の制限をさせていただきます。

- ① オーバーナイトする際の片建玉の制限
- ② 取引中における片建玉の制限
- ③ 日中の約定枚数の制限

また、各国における規制当局や海外取引所において、建玉の制限が必要と判断された場合、当社は事前に通知することなく新規建玉の停止や強制的に建玉を決済することで制限させていただく場合がございます。

なお、これらの制限は、相場の状況等により当社が決定し、即日適用といたします。

## 2. 証拠金

### (1) 証拠金の種類

	各種証拠金の説明
受入証拠金	お客様からお預かりしている証拠金の額
必要証拠金 Initial Margin	取引する際に必要な証拠金
維持証拠金 Maintenance Margin	建玉後に建玉を維持するために必要な証拠金
追証拠金 Margin Call	受入証拠金、評価損益（値洗）と実現損益（帳尻）を合算した額が維持証拠金額を下回り、建玉の維持を希望する場合に必要な証拠金
実質証拠金	受入証拠金 - （評価損相当額 + 実現損益相当額）



注) 各種証拠金は、商品先物市場の状況により変更になります。

(2) 必要証拠金の事前預託

本取引においては、本取引口座に必要な証拠金をあらかじめ預託していただく必要があります。

(3) 追証拠金

取引の結果、証拠金不足が生じた場合には、実質証拠金が必要証拠金を上回るよう追加の証拠金が必要になります。追証拠金の期日は、発生日（日本時間）の翌日正午（日本時間）までとします。正午までに追証拠金の差入が当社にて確認できなかった場合、当社の任意により発注済の全注文は取り消され、全建玉を決済します。

注1) 証拠金不足が発生した場合は、当社からの通知をもって請求とします。

また、当社が電子メールを用いる方法により通知または請求を行うときは、お客様にあらかじめ登録いただいた電子メールアドレス宛に当社が電子メールを発信したときに通知または請求の効力が生じるものとします。

注2) 証拠金不足が発生した場合には、請求金額以上の追証拠金を預託して下さい。預託することができない場合は、翌日正午（日本時間）までに本取引における全建玉を決済してください。建玉の一部決済では、証拠金不足の解消とはみなしません。

注3) 預託期日までに証拠金不足が解消されない場合は、期限当日に本取引口座の全建玉を当社の任意によりお客様の計算により強制的に決済をいたします。当該決済により未収金が発生した場合には、直ちに未収金額を入金いただきます。本取引口座以外の他の口座開設（国内商品先物口座、商品 CFD 口座）を行っている場合には、当社からの通知、催告等がなくても未収金相当額を相殺させていただきます。

## Formula 海外コモディティ・デリバティブ取引の手続きについて

お客さまが本取引を行う際の手続きの概要は、以下のとおりです。

### 1. 契約締結前事前交付書面の交付および確認

当社より、Formula 海外コモディティ・デリバティブ取引ガイド（以下、「本書面」といいます）Formula 海外コモディティ・デリバティブ取引規程（以下、「本規程」といいます）および本取引取扱銘柄一覧表が交付されますので、本取引の仕組み、リスクについて十分ご理解の上、ご自身の判断と責任において口座開設を行ってください。

### 2. 契約の締結

本取引に係る約諾書に署名していただき、契約を締結していただきます。

### 3. 口座開設について

本取引を行うにあたっては、事前に当社での口座開設が必要となります。

本取引は、ハイリスクハイリターンのある取引であることから、以下のとおり基準を定め、更に当社独自の審査基準を設け、国内の商品先物取引所法に定める適合性の原則に即した口座開設審査により適否の判断を行っています。

- (1) 一定以上の金融資産を有し、投資経験が豊富な方
- (2) 当社から開示する事前交付書面についてご理解の上、同意された方
- (3) インターネットのご利用環境が整い、電子メールアドレスを保有している方
- (4) 生活（事業）に支障のない範囲の資金で取引を行う方
- (5) 緊急連絡先として1つ以上、ご登録が可能な方

#### 4. 契約の締結に係る書面の交付および確認

本取引に係る契約を締結していただいた後、当社は「契約の締結に係る書面」をお渡しします。ご契約内容を今一度ご確認ください。

**海外先物契約を締結した日から14日を経過した日以降、当該契約に基づき、お客様からの注文を受け付けます。**

#### 注文について

1. 本取引の注文は、すべてインターネット経由で行っていただきます。システム障害が発生した場合も含めて、電話、ファクシミリ、電子メールその他の方法ではにより注文できません。
2. 本取引では、お客さまが同じ銘柄で同じ執行条件の注文を数回に分けて発注して約定した場合、建玉は約定ごとに表示されます。
3. 本取引では、保有している建玉を超える数量の反対売買した場合、保有していた建玉の対当する数量は決済となり、超過分は新規建玉とになります。保有されている建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、約定数量分が保有建玉から減少します。
4. 本取引は、同じ銘柄の買建玉と売建玉の両方を保有する両建（りょうだて）はできません。保有建玉がない場合もしくは保有建玉と同じ売買区分の注文を受けた場合には、お客様より新規注文の指示がなされたものとみなし、また保有建玉の反対の売買区分の注文を受けた場合には、お客様より決済の注文指示がなされたものとみなします。
5. 本取引では、受け渡しによる決済は行わないため、当限の建玉を保有しているお客様については、当社が定める日までに反対売買を行っていただきます。なお、当社が定める日までに反対売買による建玉の処分を行っていない場合には、当社の任意による、お客様の計算において当該建玉を反対売買し、強制的に建玉を決

済します。なお、強制決済を行う時間帯については、当社の判断により実施いたします。

## 注文約定時の取引手数料、建玉、評価損益の画面表示に関する注意

本取引ツールでは、注文約定時の取引手数料及び決済注文が成立した時の建玉画面表示につきまして、リアルタイムでの処理はされず、バッチ処理（※）により処理を行いません。

なお、本取引ツールでは、営業日（NY（東部標準時間）夏時間 18 時/冬時間 17 時（日本時間 7 時））ごとに 1 回のバッチ処理を行っています。

※ 「バッチ処理」・・・「あらかじめ定めた処理を一度に行う」こと。（反対語はリアルタイム処理）

そのため、バッチ処理終了まで、以下の状況となります。

- ・取引手数料が画面上から差引かれません。
- ・決済注文が成立した場合、保有建玉と決済注文が両建ての表示となっています。
- ・両建てを元にした評価損益となっています。

### 1 取引手数料の画面反映の時期（タイミング）について

約定時における取引手数料は、取引ツール上におきまして、リアルタイム（即時）には差し引かれませんが、バッチ処理により画面に反映され差引かれます。

取引手数料の反映には、一回のバッチ処理で行います。よって、約定後に行われるバッチ処理後 NY（東部標準時間）夏時間 18 時/冬時間 17 時（日本時間の 7 時）に取引手数料が差し引かれます。（画面への反映は、日本時間の午前中になります。）

そのため、取引手数料が差し引かれるまでの間、取引手数料金分の証拠金が利用可能な状況となりますが、実際には利用できない金額ですので、十分ご注意下さい。

<例> 日本時間 8 月 2 日（月）23：00 約定の場合

取引手数料が画面に反映され差し引かれるタイミングは、8 月 3 日（火）午前中以降となります。

なお、日本時間 8 月 3 日（火）01：00 約定の場合も、取引手数料が画面に反映され差し引かれるタイミングは、8 月 3 日（火）午前中以降となります。

### 2. 保有建玉に対する反対売買注文が成立した時の決済、評価損益等の画面に反映されるのタイミングについて

保有建玉に対する反対売買が約定した場合、建玉の決済となります。また、決済建玉は、先入先出（**First in First out**）により、建玉日時の古い建玉から決済を行います。（7 ページ「(8) 建玉の決済」参照）

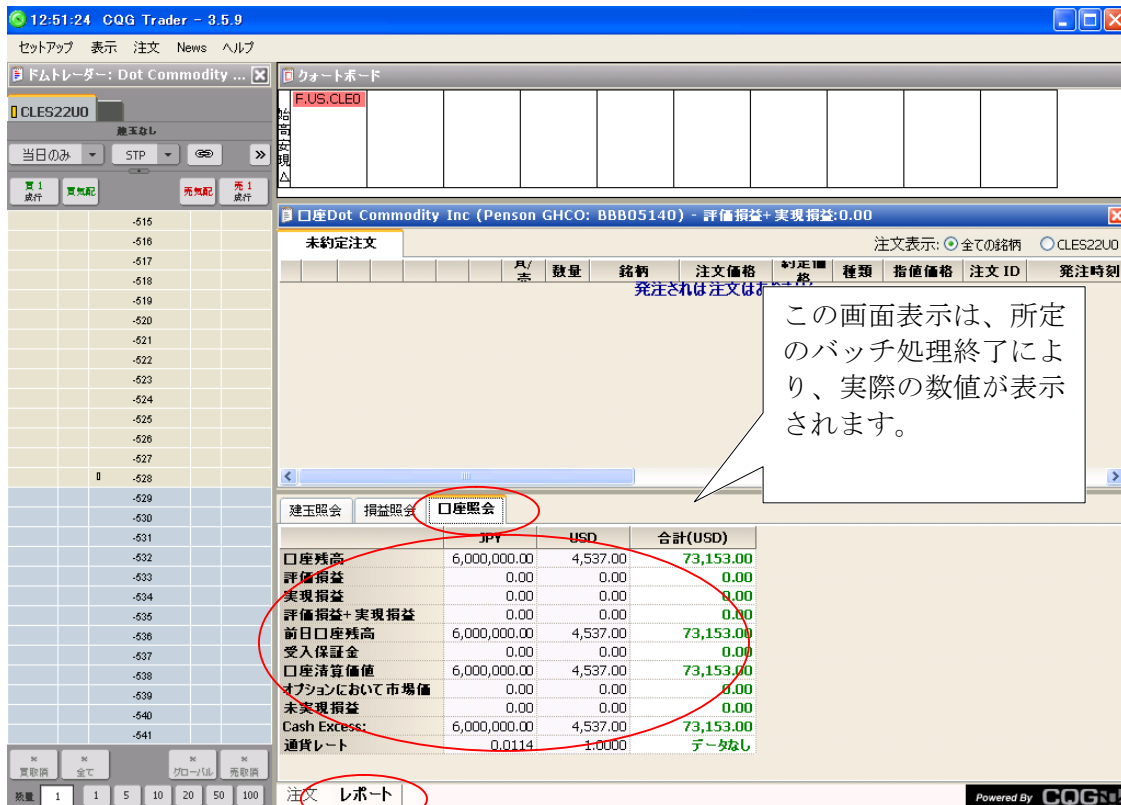
しかし、取引ツールの画面上、反対売買の約定と同時に保有建玉が決済される（保有建玉が表示上なくなる）ことにはなりません。バッチ処理により保有建玉、反対売買建玉の両建表示がなくなります。

また、保有建玉が決済されるのは、二回のバッチ処理が必要です。よって、本取引ツールでの画面上、バッチ処理が行われる前の一定の日時の間、両建の表示となっています。その間の評価損益も、両建を前提とした金額が表示されます。

<例> 日本時間 8月6日（金）01:00 に約定が成立した場合  
 約定後の（日本時間）翌日（6日朝）→米国取引日（現地6日）→「（日本時間）翌日10日（土）朝」

<例> 日本時間 8月7日（土）01:00 に約定が成立した場合  
 約定後の（日本時間）翌日（7日朝）→米国取引日（現地9日）→「（日本時間）翌日10日（火）朝」

注) 各バッチ処理終了までの間、評価損益等について、それまで表示されている状況での各金額が表示されています。



この画面表示は、所定のバッチ処理終了により、実際の数値が表示されます。

	JPY	USD	合計(USD)
口座残高	6,000,000.00	4,537.00	73,153.00
評価損益	0.00	0.00	0.00
実現損益	0.00	0.00	0.00
評価損益+実現損益	0.00	0.00	0.00
前日口座残高	6,000,000.00	4,537.00	73,153.00
受入保証金	0.00	0.00	0.00
口座清算価値	6,000,000.00	4,537.00	73,153.00
オプションにおいて市場値	0.00	0.00	0.00
未実現損益	0.00	0.00	0.00
Cash Excess	6,000,000.00	4,537.00	73,153.00
通貨レート	0.0114	1.0000	データなし

<前図の部分拡大>

注文約定時の取引手数料の差し引き、決済注文が成立した時の建玉および評価損益の画面表示（下図等）はバッチ処理後から反映となります。

	JPY	USD	合計(USD)
口座残高	6,000,000.00	4,537.00	73,153.00
評価損益	0.00	0.00	0.00
実現損益	0.00	0.00	0.00
評価損益+実現損益	0.00	0.00	0.00
前日口座残高	6,000,000.00	4,537.00	73,153.00
受入保証金	0.00	0.00	0.00
口座清算価値	6,000,000.00	4,537.00	73,153.00
オプションにおいて市場価	0.00	0.00	0.00
未実現損益	0.00	0.00	0.00
Cash Excess:	6,000,000.00	4,537.00	73,153.00
通貨レート	0.0114	1.0000	デ-残し

注 1) 上記表の通貨レート表示は、概算値で表示しています。

注 2) 上記表の合計 (USD) は、注 1) の通貨レートにより計算された値を表示していますので、参考値になります。(JPY、USD 個々の数値は実数値です。)

## 売買指示確認書について

お客様から執行された注文については、その注文内容の明細（売買注文指示書）が送付されますのでご確認下さい。

2010年8月1日

### 売買指示確認書

ドットコモディティ株式会社  
〒150-0013  
東京都渋谷区恵比寿1-21-8セブ51ビル6階  
代表取締役社長 舟田 仁



ニューヨークマーカンタイル取引所(NYMEX、COMEXはNYMEXの貴金属部門)、シカゴ商品取引所(CBOT)は米CMEグループが運営を行う取引所です。

「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」第五条第二項の規定に基づき、当社ドットコモディティがお客様より指示いただきました売買のご注文についてご報告申し上げます。  
この売買指示確認書は売買のご注文の指示いただいた都度、当社にて作成し、お手動にて郵送しております。  
万一、未着の場合や内容に相違ありました時は、速速なく当社カスタマーサービス宛お申出ください。(0120-318-114)

取次ぎ先業者名  
Penson  
600 W.Chicago Avenue Suite 775 Chicago IL 60654  
CEO Chris Hehmeyer

注文NO	取引所名	銘柄名	シンボル	限月	新規 又は決済	受注日 (日本時間)	数量		注文種別	指定値段	注文結果
							売	買			
123456789	NYMEX	WTI原油	CLE	2010年9月	新規	2010/7/30	1		LMT	\$75.00	成立
987654321	COMEX	金	GCE	2010年12月	決済	2010/7/30		1	STP	\$1,200.0	取消



## 売買報告書について

お客様の取引注文が約定されますと、当社よりその約定内容の明細（売買報告書）が送付されますのでご確認下さい。

2010年8月1日										
<b>売買報告書</b>										
ドットコモディティ株式会社 〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-21-8セラ51ビル6階 代表取締役社長 舟田 仁										
										
注文NO	取引所名	銘柄名	シンボル	限月	新規又は決済	数量		約定値段	約定日 (日本時間)	手数料
						売	買			
123456789	NYMEX	WTI原油	CLE	2010年9月	新規	1		\$75.00	2010/7/30	\$15.00

ニューヨークマーカンタイル取引所(NYMEX, COMEX)およびNYMEXの貴金属部門、シカゴ商品取引所(CBOT)は米CMEグループが運営を行う取引所です。

「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」第七条の規定に基づき、お客様より指示いただきました売買が上記のとおり成立いたしましたのでご報告申し上げます。この売買報告書は売買ご注文成立の程度、当社にて作成し、お手許にご郵送いたします。

預かり金残高につきましては、NY時間17:00時点にて計算を行った内容掲載しております。実際にお手許に届いた時点の口座状況とは異なる場合がございますので、予めご了承ください。なお、この報告書ではドル資産に対する金利は含まれていない場合がございます。

万一、未着の場合や内容に相違ありました時は、遅滞なく当社カスタマーサービス(0120-318-114)宛にお申出ください。

取次ぎ先業者名  
Penson GHCO  
600 W.Chicago Avenue Suite 775 Chicago IL 60654  
CEO Chris Hehmeyer

預かり金残高	
預り (円資産)	¥5,000,000
預り (米ドル資産)	\$9,500.00
借入れ (米ドル)	-\$500.00
評価額 (米ドル)	\$68,323.53
評価時の為替レート	¥85.00
必要証拠金	\$5,000.00
追証拠金	\$0.00
繰戻金の振替	
振替実施日	
繰戻金 (ドル)	
適用為替レート	
繰戻金清算 (円)	
*適用金利	

## 口座管理料およびシステム利用料について

口座管理料、システム利用料は原則無料です。  
ただし、月中に取引を1枚もされなかった場合には、月額システム費用相当として2,625円(税込)を取引口座から差し引かせていただきます。

## 取引手数料について

種別	取引手数料
CRUDE OIL GOLD SILVER PLATINUM CORN SOYBEANS  16 銘柄	取り扱い銘柄すべて1枚(片道)当たり 15ドル(消費税込み)です。

## 取引時間について

各海外取引所の電子取引システムにて取引されている時間に準じます。  
 夏時間は、3月第2日曜日～11月第1日曜日、それ以外の期間は、冬時間が適用さ

れます。なお、Chicago（中西部標準時間）時間はNY（東部標準時間）時間-1となります。

## 入出金・振替について

1.本取引における、入出金の受け払いは、すべて円にて行われます。また、入金は、当社指定の銀行口座へお振込み下さい。

### (1) 入金の場合

① NY（東部標準時間）夏時間 2 時/冬時間 1 時（日本時間 15 時）までに当社指定の銀行口座に着金確認できた場合、当日中に当社から取次先業者指定の銀行口座へ送金します。取次先業者にて着金確認後、お取引を開始することができます。

なお、NY 夏時間 2 時/冬時間 1 時（日本時間 15 時）以降に当社で着金確認できた場合は、翌日に当社から取次先業者指定の銀行口座へ送金します。取次先業者にて着金確認後、お取引を開始することができます。

② 当社の振込銀行口座へのお振込み手数料は、お振込み人払いとさせていただきます。

### 振込先銀行口座

ジャパンネット銀行

本店営業部（普）2897629

ドットコモディティカブシキガイシャ

### (2) 出金の場合

① 本取引口座からの出金につきましては、NY（東部標準時間）夏時間 2 時/冬時間 1 時（日本時間 15 時）を締め切り時間とさせていただきます。お客様は、締め切り時間前にメール、電話により「顧客コード、名前、出金額、連絡先」を伝え（メールの場合は記載して）いただき、出金の依頼をしていただきます。

② 当社からお客さま指定の銀行口座への出金に関する際の送金手数料は、月 1 回までは当社が負担いたします。月 2 回目からは、1 回につき 5,250 円（税込）を送金手数料としてお客さまの口座から差し引かせていただきます。

注 1) 原則、すべての建玉を決済した時点において出金依頼をしていただきます。出金依頼をした際には、注文発注は行わないで下さい。

注 2) Chicago（中西部標準時間）夏時間 11 時/冬時間 10 時（日本時間 1 時）もしくは Chicago（中西部標準時間）夏時間 15 時/冬時間 14 時（日本時間 5 時）をもって、米ドルから円に転換をします。なお、1 円未満の銭単位の出金は行

えません。

注 3) お客様指定の銀行口座への着金は、出金依頼後 4 営業日以内を目処に行なわれます。

2. Formula (国内商品先物) 取引口座から本取引口座へ証拠金の振替を行う場合は、お客様は Formula (国内商品先物) 取引口座から振替手続きをシステムにより行っていただきます。NY (東部標準時間) 夏時間 2 時 30 分/冬時間 1 時 30 分 (日本時間 15 時 30 分) を振替締め切り時間とさせていただき、取次先業者の指定銀行口座に送金をします。取次先業者にて着金確認後、お取引を開始することができます。
3. Formula CFD (商品 CFD) 取引口座から本取引口座へ証拠金の振替を行う場合は、お客様からの申出により行っていただきます。NY (東部標準時間) 夏時間 17 時/冬時間 16 (日本時間 6 時) を振替締め切り時間とさせていただき、取次先業者の指定銀行口座に送金をします。取次先業者にて着金確認後、お取引を開始することができます。

## 評価損金 (値洗損金) および実現損金 (帳尻損金) の清算について

当社とお客様との間では円による受け払いを行います。本取引ではすべて米ドル建の取引となるため、建玉後の値洗や実現した損益金は米ドル建で発生します。また、取次先業者と海外取引所の間では、日々清算手続きが行われ、お客様の建玉後の値洗や実現損益金の受け払いが行われます。本来、日々の清算手続きにおいて、当社では、円を米ドルに転換して清算を行うことはせずに、金利を支払って必要な米ドルを調達する方法をとっています。その調達にかかる金利はお客様負担となります。

- (1) 米ドル建資産 (値洗、実現損益金、取引手数料の合計) がマイナスの場合は、米ドルを清算するまでの日数に応じた調達金利が発生します。
- (2) 米ドル資産の実現損失 (取引手数料を含む) が発生した場合には、原則、日本時間の毎月最終営業日を清算日とし、翌月第 3 営業日の当社が定めた時間にお預りした円資産を実現損失分の米ドルへ転換をして、清算を行っていただきます。  
※当社が定めた日時での清算につきましては、原則、転換手数料はいただきません。
- (3) 実現益金については、お客様の申出により、米ドルから円への転換を行います。なお、米ドルから円への転換は、原則、当社が定めた日時に限らせていただきます。

注 1) 当社が定めた日時以外の円から米ドルへの転換および円から米ドルへの転換を希望の場合には、お客様からの申出により行うことができます。その場合、転換手数料として金額にかかわらず 1 回あたり 5,250 円 (税込) を取引口座から差し引きます。



注 2) 円から米ドルへ転換後、米ドルを持ち続けても金利は受け取れません。

注 3) 米ドル調達金利は、米国 Prime rate+1%です。(参考までに 2010 年 8 月 15 日時点の米国 Prime rate は 3.25 です。)

注 4) 円から米ドルへ転換する際の清算日を毎月最終営業日とし、Chicago (中西部標準時間) 夏時間 9 時/冬時間 10 時 (日本時間の 24 時) の為替レートをもって転換します。

通貨を転換する際の指定金融機関

**Harris Trust & Saving Bank (ハリス信託銀行)**

**Harris N.A.(Chicago) 111 W.Monroe St.Chicago,IL 60603**

## 行為規制について

本取引は、海先法に該当するため、同法の適用があります。

## 海先法第 8 条の適用について

海先法第 8 条 (顧客の売買指示についての制限) では、本契約を締結した日から 14 日を経過した日以後でなければ、当該契約に基づく、お客様の注文を執行することができません。

## 法令改正について

本取引は、平成 22 年 8 月現在、海先法の規制下にあります。

先般、国会 (第 171 回通常国会) において成立した改正商品取引所法 (法律名を商品先物取引法に変更) は、商品取引所法と海先法を一本化したものとなり、商品先物取引法施行後は、同法の適用を受けます。

## Formula 海外コモディティ・デリバティブ取引における禁止行為

海先法により、以下のような不当な行為が禁止されています。

1. 本取引に関し、お客様に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的な判断を提供して、本取引の契約の締結またはお客様の売買指示について、勧誘をすること。
2. 本取引に関し、お客様に対し、損失の全部もしくは一部を負担することを約束し、または、利益を保証して、本取引の契約の締結またはお客様の売買指示について勧誘すること。
3. お客様の同意を得ないで本取引の契約を締結すること。
4. 本取引の契約を締結しないで、「売付または買付」「売付または買付に係る価格、数量および時期」「新たな売付もしくは買付または転売もしくは買戻し」を、お客様の指示を受けないで、売付もしくは買付または注文を執行し、お客様を威迫することにより、その追認を求めること。

5. 本取引に基づく売付もしくは買付またはその注文を執行すること、その他の当該本契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させること。
6. 本取引に基づく売付もしくは買付またはその注文を執行をしないで、自社がその相手方となって注文を成立させること。
7. 本取引に基づき、お客様の計算に属する金銭、有価証券、その他の財産または保証金を虚偽の相場で利用すること。また、その他、不正の手段により取得すること。
8. 本取引の契約の締結につき、その契約の締結をしない旨の意思（その契約の締結の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したお客様に対し、勧誘すること。
9. 本取引の契約の締結またはお客様の売買指示につき、お客様に対し、迷惑を覚えさせるような時間もしくは方法にて、これを行うこと。
10. 個人であるお客様に関する情報の安全管理、従業員の監督および当該情報の取扱を委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏洩滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を怠ること。
11. 個人であるお客様に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を怠ること。
12. 本取引の契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、自己の商号および海外先物契約の締結である旨を告げた上でその勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘すること。
13. 本取引につき、お客様に対し、特定の商品の売付または買付とこれらの取引と対当する取引（これらの取引から生じる損失を減少させる取引をいう。）の数量および期限を同一にすることを勧めること。
14. 本取引につき、お客様に対し、特別の利益を提供することを約束して勧誘すること。
15. 本取引につき、お客様に対し、取引単位を告げないで勧誘すること。
16. 本取引につき、転売または買戻により決済を結了する旨の意思を表示したお客様に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めること。
17. 本取引の締結またはお客様の売買指示の勧誘につき、虚偽の表示をしままたは重要な事項について誤解を生じる表示をすること。
18. 本取引における先物取引につき、特定の商品の売付または買付とこれらの取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）であってこれらの取引と数量または期限を同一にしないものの売買の指示を、その取引の内容を理解していないお客様から受けること。
19. その債務につき、その財産をもって完済することができない状態にある場合において、お客様の利益を害するおそれがあることを知って本取引の締結をし、もしくは顧客の売買指示（転売または買戻により決済を結了する旨のものを除く。）を受け、またはこれらの勧誘をすること。

## Formula 海外コモディティ・デリバティブ取引に関する主要な用語

- **COMEX (Commodity Exchange Incorporated New York)**  
コメックス (ニューヨーク商品取引所) と呼ばれています。金、銀が上場されている先物市場であり、金先物市場は、世界の金価格の指標となっています。現在は、NYMEX (New York Mercantile Exchange, Inc) の一部門となっています。
- **NYMEX (New York Mercantile Exchange, Inc)**  
ナイメックス (ニューヨーク・マーカンタイル取引所) と呼ばれています。同取引所では、WTI (ウエスト・テキサス・インターミディエート) 原油が上場されている先物市場であり、この市場で決定する価格は世界的な原油価格の指標となっています。2008年3月には、NYMEXを運営するNYMEXホールディングスはCME (Chicago Mercantile Exchange) 傘下となっています。
- **CME (Chicago Mercantile Exchange) / CME Group**  
シーエムイー (シカゴ・マーカンタイル取引所) と呼ばれています。同取引所では、生牛、乳製品が上場されている先物市場です。また、CMEは、CME Groupを形成し、同Groupには、NYMEX、COMEXが参加しています。CME Groupでは、システムの取引端末を使用して取引が行われる電子取引 (Globex・グローベックス) を開発し、24時間体制で取引が行われている世界最大の取引所Groupです。
- **Initial Margin (イニシャルマージン/必要証拠金)**  
実際に取引を行う際に事前に必要な証拠金の額
- **Maintenance Margin (メンテナンスマージン/維持証拠金)**  
取引開始後に建玉を維持するために必要な証拠金の額
- **Margin Call (マージンコール/追証拠金)**  
受入証拠金と建玉評価損益 (値洗) を合算した額が維持証拠金額を下回り、建玉の維持を希望する場合に追加の預託が必要となる証拠金
- **SPAN (Standard Portfolio Analysis of risk)**  
スパンと呼ばれています。CMEにより開発された証拠金の計算方式で、海外取引所で採用されています。SPAN方式では、先物とオプションについて、建玉全体の価値の変化 (リスク) を原商品の市場価値とボラティリティの変化を組み合わせた16通りのシナリオによって計算し、それらのシナリオから生ずる最大の損失額に基づいて証拠金を算定しています。
- **First in First out (ファーストインファーストアウト)**  
同一商品の同一限月内に複数の建玉がある場合に決済を行う際、建玉日時の古い建玉から決済が行われることをいいます。そのため、お客様は決済の際にその対象となる建玉の指定を行うことはできません。

- ・限月（げんげつ）  
取引の最終売買日の属する月をさします。先物取引では同一商品について複数の限月が設定され、それぞれの限月について取引が行われています。
- ・取引単位（とりひきたんい）  
取引所で取引をする場合の、実際に買付又は売付ができる最低取引数量をさします。先物取引では、この単位を「枚」と呼びます。
- ・建玉（たてぎょく）  
先物取引において決済が終了していないものをさします。また、買付のうち、決済が終了していないものを買建玉といい、反対に売付けのうち、決済が終了していないものを売建玉と呼びます。
- ・建玉制限（たてぎょくせいげん）  
商品ごと、限月ごとに建玉できる枚数の制限をさします。
- ・差金決済取引（さきんけっさいとりひき）  
現物の受渡をせず、あらかじめ決められた期日（最終取引日）までに反対売買（買建玉を転売、売建玉を買戻）をして、その差金を授受することで決済する取引をいいます。
- ・買戻（かいもどし）  
売建玉を決済して取引を終了させることをさします。
- ・転売（てんばい）  
買建玉を決済して取引を終了させることをさします。
- ・清算価格（せいさんかかく）  
取引終了後に商品の限月ごとに取引所が決定する価格をさします。この清算価格をセツルメントといい、未決済建玉の評価損益（値洗）の算出価格となります。（帳入価格）

## 租税の概要について

個人のお客様が行う本取引の譲渡所得に係る利益は、雑所得として課税されます。給与収入金額が 2,000 万円以下で、その給与の全部について源泉徴収される人で給与所得及び退職所得以外の所得金額が 20 万円以下である人等、一定の場合には確定申告をしなくてもよいことになっています。

なお、雑所得の合計が 20 万円以下であっても確定申告を要する場合があります。詳細につきましては、国税庁のホームページや最寄の税務署等にて直接ご確認ください。

## 当社の概要

商号	ドットコモディティ株式会社
英文社名	Dot Commodity , Inc
	代表取締役社長 舟田 仁
所在地	〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-21-8 セラ 51 ビル 6F
創立	2004年12月1日
資本金	18億9,999万円
主要株主	楽天株式会社 マネックス証券株式会社 ひまわりホールディングス株式会社 松井証券株式会社
ホームページ	<a href="http://www.commodity.co.jp/">http://www.commodity.co.jp/</a>
業務内容	国内商品取引受託業務 店頭商品デリバティブ（CFD）業務 海外商品取引取次業務
加入商品取引所	東京工業品取引所 東京穀物商品取引所
加入協会	日本商品先物取引協会
連絡先	カスタマーサービスセンター 0120-318-114

## Formula 海外コモディティ・デリバティブ取引取次先業者

商号	Penon GHCO CEO Chris Hehmeyer
所在地	600 W.Chicago Avenue Suite 775 Chicago IL 60654